

## 野田市教育委員会臨時会会議録

- ◇日 時 令和8年3月31日(火) 午前10時00分開会 午前10時38分閉会
- ◇場 所 野田市役所低層棟4階委員会室
- ◇出席委員 染谷篤教育長 伊藤稔教育委員 飯田芳彦教育委員 吉田富昇教育委員
- ◇欠席委員 永瀬大教育委員
- ◇説明職員 生嶋浩幸教育次長(兼)生涯学習部長 大久保崇雄教育総務課長  
峯崎光春生涯学習課長 加藤純子興風図書館長 森功学校教育部長  
廣居信和学校教育課長 間々田英示指導課長 今井清人学校教育課主幹
- ◇書 記 川岸大幹教育総務課教育総務係主任主事
- ◇議 案
- (1) 野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - (2) 野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (3) 野田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
  - (4) 野田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
  - (5) 野田市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

◎染谷教育長

ただいまから令和8年3月教育委員会臨時会を開会します。

本日は永瀬委員が欠席しておりますのでご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議は成立しております。

また、会議録作成のため、本日の会議は録音させていただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

教育委員会の会議は地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項の規定により公開することとなっております。

本日傍聴希望の方がお1人いらっしゃいますので、これを許可いたしましたことを報告します

本日傍聴希望の方がお1人いらっしゃいますので、これを許可いたしましたことを報告します本日、傍聴希望者が1名いらっしゃいますので、これを許可いたしましたことをご報告いたします。

会議に先立ち、傍聴の方に申し上げます。会議における議論につきまして、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語等なさないよう御協力をお願いいたします。

◎染谷教育長

それでは会議を始めます。

本日の会議録署名委員を飯田委員にお願いいたします。

(飯田委員承諾)

◎染谷教育長

議事に進む前に、3月25日に開催した3月定例会において、吉田委員から質問のあった、教職員の臨時職員数について、事務局から報告をお願いします。

学校教育課主幹。

◎今井学校教育課主幹

前回の定例会で、令和7年度教職員人事異動の概要についてご報告した際に吉田委員から質問があった件について、回答させていただきます。

正規教職員での補充ができない学校への臨時的任用教諭等の人数についての質問ですが、小中学校合わせて20名おります。

欠員が生じる理由についてですが、令和7年度末では退職者32名と市外転出者23名を合わせた55名が本市職員から外れるのに対して、新規採用者30名と市内転入者18名を合わせた48名が本市職員に新たに加わりますが、全体では7名が不足することになり、臨時的任用教諭で対応することになります。

また、令和7年度中に正規教職員での補充ができず、臨時的任用教諭で対応した10名分について、令和8年度も引き続き臨時的任用教諭で対応していくこととなります。

さらに、養護教諭については、配置基準に変更があり、令和8年度は新たに中学校1校で養護教諭が2名配置となりました。ただし、変更が確定された時期が遅かったため、正規教職員が配置できなかったことから、臨時的任用職員で対応します。

その他、令和10年度の義務教育学校開校に向けた、養護教諭や事務職員などの一人職の正規教職員数の調整も関わっております。小学校3校と中学

校1校が統合される義務教育学校では、養護教諭と事務職員は2名ずつ配置される予定です。現在4校に配置されている養護教諭と事務職員は、令和10年度に2名ずつ過員となります。そのため、令和7年度末に養護教諭の退職者が2名いたのですが、正規教職員を配置すると、将来的に希望に沿わない市外転出を強いなければならなくなるので、臨時的任用職員での対応としております。

これらの理由により、毎年、一定数の欠員補充のため臨時的任用教諭等を配置して対応しておりますが、経験のある臨時的任用教諭を市内のバランスを考えながら配置し、児童生徒の学校生活に支障のないように努めております。

以上でございます。

◎染谷教育長

吉田委員よろしいでしょうか？

◎吉田委員

はい。ありがとうございます。

◎染谷教育長

それでは会議次第に従い議事を進めます。

本日の議題ですが、先に通知してあります議案5件となっております。

それでは、会議次第により議案第1号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎染谷教育長

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

◎大久保教育総務課長

議案第1号につきまして説明申し上げます。

今回の改正は、令和8年度の組織改正に伴い、野田市教育委員会行政規則および野田市教育委員会事務決裁規程の改正を行おうとするものです。

はじめに、野田市教育委員会行政組織規則の改正について申し上げます。

当該規則は、教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、これに必要な組織及び運営の基本的事項を定めております。

別表第1(第5条)学校教育課の事務分掌の第7号「移動教室用自動車(スクールバスを含む)の管理及び運行に関すること」について、移動教室用自動車を廃止したことに伴い、「スクールバスの管理及び運行に関すること」に改めようとするものです。

また、別表第3(第15条)事務職員の項に新たに調整官を加えようとするものです。なお調整官は、役職定年を迎えた部長級職員の豊富な知識と経験を活かして、市の重点政策の推進力を高めるため、新設しようとするものです。

なお、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎染谷教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

◎染谷教育長

なければ、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎染谷教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎染谷教育長

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

◎大久保教育総務課長

議案第2号 野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

当該規則は、教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを定めております。

当市において、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

本案の改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

別表第2(第7条)に特別休暇の基準を示しておりますが、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入に伴い、第7号、第8号、第9号、第22号及び別表第2の付表に用語の整理を行うものです。

また、子育て支援休暇について、同じく別表第2第8号に規定しておりますが、職員が養育している子の対象年齢を15歳から18歳に引き上げるものです。なお、当該改正は、市独自の改正で、仕事と家庭の両立を図ろうとするものです。

なお、本規則の施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎染谷教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

◎飯田委員

ご説明ありがとうございました。

実際の運用上の承認行為は、野田市のパートナーシップ・ファミリーシップ届け出制度を用いる承認行為などどのようなようになるのでしょうか。

◎大久保教育総務課長

職員がこのパートナーシップ制度を利用する際には、前回の定例会で申し上げました証明書が発行できることになっております。それは正式な証明書ではないのですが、証明書を持っていくことにより、対象となるものだということがわかるようなものになっております。

我々がこの休暇を取得する際、この事案に該当する場合には、パートナーシップ証明書を参照し、休暇を取得するということで対応してまいりたいと考えております。

◎飯田委員

承認行為になるのかと思うのですが、その承認行為については、所属長がするようになるのでしょうか。

◎教育総務課長

取得につきましては、事務決裁規程に基づいて承認をすることになっております。一般的には、その所属長となります。その職制に応じた者の許可を得ることになっております。

◎飯田委員

ありがとうございます。少し理解できました。

例えば学校現場の場合は、校長先生になるのですか。

◎森学校教育部長

教職員からの願いについては校長が承認し、また教育委員会に報告という形になります。あるいは管理職の場合は、直接教育委員会に承認を得るという形になります。

◎飯田委員

ありがとうございます。

◎染谷教育長

他にございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

なければ、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について原案の通り可決することに御異議ありませんか？

◎全委員

(異議なし)

◎染谷教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎染谷教育長

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

◎大久保教育総務課長

議案第3号 野田市教育委員会事務決裁規程の改正について申し上げます。

当該規程は、教育長の権限に属する事務の代決、専決その他事務処理について必要な事項を定め、事務処理に対する責任の所在を明確にし、行政の能率的な運営を図ることを目的として定めております。

別表第2(第8条)において、課長の専決処理事項を定めておりますが、議案第1号の教育委員会行政組織規則の改正で申し上げた調整官の新設に伴い、調整官の宿泊を伴わない出張命令について、係長や主任主査と同様に、課長の専決事項にしようとするものです。

なお、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎染谷教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

なければ、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎染谷教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎染谷教育長

事務局から説明をお願いします。

学校教育課主幹。

◎今井学校教育課主幹

議案第4号 野田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について御説明いたします。

本計画の策定に係る経緯についてですが、いわゆる給特法と呼ばれる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という法律がありますが、この法律の改正に伴い、第8条で、教育委員会は、文部科学省の指針に基づき、教育職員に係る業務量管理・健康確保の措置の実施に関する計画を定めるとされたことから、今回、野田市においても本計画を策定しようとするものです。

内容につきましては、計画の趣旨・現状、目標、期間、実施内容等となっております。

まず、本計画の趣旨と本市の現状についてですが、文部科学省の指針においては、時間外は減少傾向にあるものの依然として業務が長時間に及ぶ職員も多く、教育委員会や学校ごとに取組状況に差が見られるとされております。また、本市の現状を見ると、小学校全体の平均は減少傾向ではありますが、約3割の教職員が月45時間を超えており、中学校では全体の平均で月45時間を超え、5割以上の教職員が月45時間を超えるなど、長時間勤務が常態化している状況が続いております。この状況を改善し、教職員が心身ともに充実した状態で、いきいきと児童生徒への教育にまい進できるよう、本計画を策定し、より効果的な働き方改革を進めていこうとするものでございます。

次に目標についてですが、月45時間、年間360時間程度の数値目標を示しておりますが、こちらは、国の指針で定める上限時間がこちらの時間となっております。この数値の範囲内で設定するよう通知されていることから、国の指針と同じ時間としているものでございます。

また、働きがい等に関しては、毎年実施しているストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8.5%以下にすること、その他、ストレスチェック内の2つの項目に数値目標を定めました。

なお、本計画の期間は、文部科学省が示しております目標にならない、令和11年度までとしております。

次に、実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてですが、まず、学校における措置として5点記載しておりますが、これらを推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

各学校における年間授業時数や週当たり授業時数については、計画段階から真に必要な時数となるよう設定してまいります。また、学校行事や日課表の見直しを定期的に行い、教育的な意義を十分に踏まえた上で、働き方改革の視点から精選していきます。

次に、教職員の健康及び福祉の確保に関する取組についてですが、各校でのストレスチェックの実施率100%を目標として取り組むとともに、学校別の集団分析の結果等を活用して各校での職場環境の改善を推進します。なお、ストレスチェックにより高ストレスが認められた教職員や過労が疑われる教

職員に対しては、医師等による面接指導の実施を勧奨するとともに、校内体制の見直しを図ります。

また、年次有給休暇については、まとまった日数での取得を推進したり、出産や育児や介護に係る休暇等、様々な休暇制度について周知を図ったりして、休暇を取得しやすい環境を構築していきます。

続いて、文部科学省から示されている「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを行います。

まず、一つ目である「ア 学校以外が担うべき業務」についてですが、学校徴収金の徴収・管理として、中学校における給食費公会計化を継続するとともに、その他の学校徴収金についても、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化等により、教職員の負担軽減が図れないか検討してまいります。

また、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対して、専門的な立場から法的な助言、指導を行うスクールロイヤーを、引き続き各ブロックに配置することで、学校への不当要求等に適切に対応できる体制を引き続き構築していきます。

二つ目の「イ 教師以外が積極的に参画すべき業務」についてですが、調査・統計等への回答として、市で統一した保護者連絡アプリを導入し、学校を介さず教育委員会から保護者へ直接文書を送付したり、保護者への照会を実施したりすることにより、教職員の事務負担を軽減します。

また、中学校の時間外在校等時間が長時間になってしまう一番の要因となっている部活動については、土日を含む部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用するほか、地域連携・地域展開を推進する等、教職員の負担を軽減していきます。

三つ目の「ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」については、授業準備、学習評価や成績処理の支援として、令和8年度より新たに導入する、デジタルドリルやデジタルテストを活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。なお、更なる効果的な活用については、継続して検証していきます。

また、支援が必要な児童生徒・家庭への対応として、切れ目のない支援体制や相談しやすい各種教育相談体制を構築する等、関係機関等との連携や協力による望ましい教育的支援を実施することで、教職員の負担を軽減します。

続いて、「5 関連する取組、今後のフォローアップについて」ですが、(1)のとおり、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、野田市教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することといたします。(5)のとおり各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化していきます。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会議や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施していきます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎染谷教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

◎吉田委員

教員のウェルビーイングを確保して業務管理の中で健康確保していくということはとても大切でありますし、それに基づいたきちんとした計画案をありがとうございます。質問が一点あります。給食の時間の対応なのですが、これは給食の時間は、元々休み時間に入っております。いわゆる勤務時間外の活動にあたりますか。

◎今井学校教育課主幹

教職員の休憩時間の割り振りですけれども、各学校で校長が行っており多くの学校で、給食の時間は、担任は勤務時間、担任外職員は休憩時間というような形で割り振っているところです。

◎吉田委員

学校栄養教諭や学級担任が実施対応する場合は、時間外勤務に該当しますか。

◎今井学校教育課主幹

担任や養護教諭はその時間は勤務時間となりますので、別の時間帯で休憩時間をとっております。よって通常の勤務時間となります。

◎吉田委員

では二つ目の質問ですが、関連する取り組み、今後のフォローアップについてのことです。

各学校の時間外在校時間を減少させるということですが、厳格なまでにその数字を求めていくというような強い決意が見られるように私は感じました。例えば、学校によって、あるいは教員によって、どうしても必要なことをやるために、時間外勤務が必要な場合は、例外は認められることになりますか。

◎今井学校教育課主幹

時間外勤務の削減の目標設定については、各校に周知し、達成に向けた取組をお願いしてまいりますが、委員のおっしゃるように、例えば、この働き方改革については、時間外の削減だけを、数字的なものを求めているのではありません。先ほどもウェルビーイングという言葉がありましたが、教職員が子供たちに向き合う時間を確保することや、子供たちと接する中で子供たちの成長を実感する達成感、また更に伸ばしていきたいというような思いを持たせることも必要であると考えております。

そこで、各学校で行事を見直す場合に、全て削減するのではなく、教育的な意義も考えながら、必要な場合にはその行事を残していく、役割分担をうまく行いながら1人だけに負担をかけずに実施するなど、校内体制の見直しを図りながら行っていくこととなります。各学校には目標の中でどのようにできるか、工夫していくか、というところを周知していきたいと考えております。

◎吉田委員

私が申し上げたいのは、あまり数字にこだわりすぎるやり方というのは、現場の管理職に教員が必要とする残業も認めないということをして絶対化させてしまうのではないかと懸念しているということです。教育委員会の通達を厳守するという姿勢で管理職は取り組むこととなりますので、その辺のところを弾力的に運営できるような形でお願いします。

保護者も地域も学校の教育力の向上や教育の質の向上について、一番に願っているものです。この時間外在校時間の厳守によってその努力が失われ

かねない。それを危惧して質問させてもらったところです。ありがとうございました。

◎染谷教育長

他にございましたらお願いします。

伊藤委員。

◎伊藤委員

市役所では、何曜日はノー残業デー等のアナウンスを聞いたことがあるが、例えば個々の学校長が朝会等で、なるべく残業は行わないようになど、定期的に促すようなシステムが運用されているのでしょうか。

◎今井学校教育課主幹

(2) 教職員の健康および福祉の確保に取り組みに、定時退勤日の記載がありますが、現在、ノー残業デーという形で各校ごとに設定しております。なお、曜日は各校ごとに異なっています。

今よりも更に推進していくという点では、ある学校の工夫した取り組み例でございますが、それぞれの職員が今日は何時に退勤しますと自分で申告して実行する取り組みを実施している学校もあると聞いております。

◎伊藤委員

どうもありがとうございました。

どうしても先生は、子供のために夢中になり、学校でいろいろな残務仕事が多くなることもあるかと思うので、やりすぎ防止といえますか、注意喚起をここでやっているという理解でよろしいですね。

◎染谷教育長

はい、ありがとうございました。

他にありましたらお願いします。

◎飯田委員

私の意見ですが、この策定にあたって大変だっただろうと思います。一読させていただき、読みやすく、わかりやすいものである。業務の3分類も具体的に記載されており、異議というものはありません。

野田市の教育大綱では、学校・家庭・地域一体となりと記載されており、この案の中にも地域という言葉がたくさん出てきております。やはりこれを求める結果を成し遂げるためには、地域の理解や協力、もちろん家庭も必要だろうと考えます。そのあたりのことは、やはり委員会がある程度のイニシアチブとりながらお願いしていくのが、一番良いのではないかと思いましたが、今の私の意見を参考にぜひいい結果を出していただけるようお願いできればと思います。これは、お願いと意見でございます。

◎今井学校教育課主幹

委員おっしゃるとおり、学校だけに任せず、学校と連携しながら、また、教育委員会からも家庭や地域にご理解を求めながら、ご協力を依頼していきたいと考えております。

◎染谷教育長

他にございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

なければ、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について原案の通り可決することに御異議ありませんか？

◎全委員

(異議なし)

◎染谷教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎染谷教育長

事務局から説明をお願いします。

学校教育課長。

◎廣居学校教育課長

議案第5号 野田市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

本案は、就学援助費の学用品費等の支給単価につきまして、令和7年12月26日付け文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム発の「令和8年度要保護児童生徒援助費補助金の予算案について」により、予算単価が通知されたことから、通知に基づき学用品費の単価を改めようとするものです。

当該学用品費は、小中学校の入学に際して学用品の費用を支弁するため、入学前の申請に対しては入学準備学用品費として、入学後の申請に対しては新入学学用品費として支給するものです。

現在、規則に基づき小学校は57,060円、中学校は63,000円を支給しておりますが、この支給額につきまして、国の通知に基づき小学校は64,300円に、中学校は81,000円に改めようとするものでございます。

なお附則1にありますとおり、この規則は令和8年4月1日から施行させていただきたいとするものですが、対象者が令和7年度中に申請した場合と、単価改正後の4月1日以降に申請した場合とで、支給額に差が生じてまいりますので、附則2のとおり、令和8年度における入学準備学用品費に係る特例措置として、令和7年度中に改正前の現在の単価で支給した対象者に対しては、令和8年度に入りましてから、差額を支給いたします。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎染谷教育長

よろしければ、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎染谷教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎染谷教育長

本日の会議は、すべて終了しました。

以上をもちまして、本日の教育委員会臨時会を閉会します。

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員